

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- ◆何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- ◆追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- ◆法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
 ※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
 ※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

TEL ☎ 0120-203-696
 FAX ☎ 0120-202-974

ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
 ※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社
 本社
 東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(600660) [1008]
 会社経理QA (600668) 2010.8 H1

広範な経理業務、会計処理の
 迅速・的確な対応を強力にサポート!!

あなたの疑問をズバリ解決!
 「こんなときどうする?」シリーズ

こんなときどうする

会社の経理

Q & A

本書の特色

- ◆ 経理実務上、様々な場面を想定した豊富な事例(Q&A)を収録。必要に応じて関係法令も掲載し、日常業務での問題点や課題を再確認しながら、問題解決ができます。
- ◆ 設問にはワンポイントとして、例外的なケースや用語解説等を収録し、必要な知識をさらに深めます。
- ◆ 調べたい項目が簡単に検索できる五十音索引を掲載しています。



会社実務研究会・会社経理グループ 編集

編集委員
 川島 繁雄 (公認会計士)
 城戸 和弘 (公認会計士)
 奈尾 光浩 (公認会計士)

B5判・加除式・全2巻
 定価 本体15,000円+税



日常的な経理業務から管理・統制の業務まで効率的・効果的な活動のポイントをQ&A形式で解説！

◆例外的なケースや周辺知識を収録した「ワンポイント」

内容構成 (抜粋)

第1巻

第1編 会計処理の実務

1 会計制度・会計基準のあらまし

- ☆会計方針として記載すべき事項
- ☆会計に関する法令にはどのようなものがあるか
- ☆勘定科目の設定はどのように行うか
- ☆会社法で作成が求められる計算書類等
- ☆会計方針として記載すべき事項
- ☆会社法上の決算日程
- ◆税務上の決算日程
- ☆会計監査制度
- ☆継続企業の前提に関する開示
- ☆決算方針にはどのようなものがあるか
- ◆会計方針変更の注記
- ☆決算整理にはどのようなものがあるか
- ☆決算作業を早くするには
- ◆決算日程の状況
- ☆経理業務のコンピューター化

2 売上・売掛債権の会計処理

- ☆物品販売の売上計上基準
- ◆売上高控除の処理
- ☆売掛金と未収入金
- ◆未収入金と未収収益の区別
- ☆売掛債権の決算手続
- ◆月次決算と本決算
- ☆ソフトウェアの売上計上基準
- ◆ソフトウェアの会計処理
- ☆工事契約に関する会計処理

3 仕入・買掛金・棚卸資産の会計処理

- ☆仕入割戻しと仕入割引の区別
- ◆仕入控除項目の税務対策
- ☆輸入取引の仕入計上基準
- ☆輸入金融の内容と会計処理
- ☆本支店間の運送料の仕入原価算入
- ◆税法上、生産品の取得価額に算入しないことができる付随費用
- ☆連続工程の原料等の棚卸資産の評価方法
- ◆棚卸資産の評価方法の選定をしていない場合、変更する場合
- ☆異常な状態を原因とする原価差額の調整
- ◆生産休止期間中の製造費用の扱い
- ☆長期滞留在庫に対する会計処理
- ◆税務上、認められない評価損の計上
- ☆販売用不動産等の評価減
- ☆製造業における電気・ガス・水道料の期末未払額の勘定科目
- ◆仮単価で処理された買掛金の税務上の取扱い
- ☆期末未実現利益の除去の方法と会計処理

4 販売費および一般管理費項目の会計処理

- ☆研究開発型企業における営業費用の表示方法
- ☆親会社からの受入れ出向者に対する給与の取扱いと会計処理
- ☆使用人兼務役員の給与等の区分と会計処理
- ☆補修にかかる支出は全額修繕費となるか
- ◆意外な修繕費
- ☆研究開発費の会計処理

5 営業外損益・特別損益の会計処理

- ☆早期退職制度に伴う会計処理
- ☆決算日後に合意された退職金
- ◆退職給付引当金の税務上の取扱いと税効果会計
- ☆子会社整理損の取扱い

6 流動資産項目の会計処理

- ☆債権の流動化に関する会計処理
- ☆特定金銭信託の会計処理
- ◆配当金の益金不算入と税額控除
- ☆有価証券の評価
- ☆上場有価証券の評価損
- ☆金融商品会計基準適用後の有価証券に関する貸借対照表および損益計算書上の表示
- ☆投資信託の会計処理とリスク管理
- ◆金融ビッグバンの企業への影響

7 有形固定資産・無形固定資産・投資等・繰延資産の会計処理

- ☆減価償却方法の変更
- ◆減価償却方法の税務上の届出
- ☆減価償却の開始時期
- ◆無形固定資産の償却開始時期
- ☆商標権の会計処理
- ☆繰延資産と無形固定資産・前払費用との違い
- ☆固定資産の圧縮記帳の利益処分方式への変更
- ☆繰延資産の決算時の会計処理
- ☆賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
- ☆固定資産の減損会計とは

8 負債項目の会計処理

- ☆未払費用と未払金、前受収益と前受金との違い
- ☆借入金の種類と表示方法
- ☆金利スワップによる利息の固定化と会計処理
- ☆新株予約権付社債の発行社側の会計処理
- ☆請求書到着基準による支払いと決算処理
- ◆税務上の未払金計上

9 諸引当金の会計処理

- ☆退職給与引当金計算の簡便法
- ☆不良債権の引当方法

10 純資産の部に関する会計処理

- ☆純資産の部の内容
- ☆利益処分の承認手続がなくなることによる実務への影響
- ☆剰余金の配当規制
- ☆準備金の減少
- ☆1株当たり当期純利益の算定方法

11 法人税等に関する会計処理

- ☆法人税等の追徴・還付に伴う会計処理
- ◆附帯税の処理
- ☆申告調整
- ◆企業会計と税務会計
- ☆租税特別措置法上の準備金
- ☆連結納税制度の概要について

12 外貨建取引に関する会計処理

- ☆インバクトローンの為替予約の締結による処理
- ◆ヘッジ会計の適用要件
- ☆為替予約の会計処理

第2編 経理業務の実務

1 資金管理業務

- ☆当座預金の帳簿記帳の管理
- ☆現金残高が実際に在庫になかったら
- ☆発行前の領収書用紙の管理
- ☆当座借越契約
- ☆先日付小切手の受入れ
- ◆未渡小切手と未落小切手
- ☆余裕資金の運用方法としての現先取引
- ◆現先取引に対する貸倒引当金の設定
- ☆資金調達方法としてのリース取引
- ☆社債の発行
- ☆ファクタリングによる資金調達
- ☆増資による資金調達

2 手形管理業務

- ☆白地手形を受け取った場合
- ◆手形の種類
- ☆裏書手形の受入れ
- ◆裏書禁止の手形
- ☆手形の割引による資金調達
- ◆割引手形の不渡り
- ☆期日現金制度
- ◆企業の倒産の兆候
- ☆書き間違えた手形の処理
- ☆手形を紛失した場合
- ☆手形が不渡りとなった場合

3 販売管理業務

- ☆債権管理に関する規程・マニュアルの作成
- ☆売掛金管理体制の構築
- ☆売上債権残高の分析方法
- ◆回転期間分析と回転率分析
- ☆債権管理のための業務分掌
- ☆営業部門の債権回収意識を高める方法
- ◆回収率分析
- ☆信用調査の実施方法
- ◆与信管理規定の具体例
- ☆小売業の売掛金管理
- ◆クレジット売上の債権管理
- ☆安全な輸出代金の回収方法

4 債権管理業務

- ☆金銭消費貸借契約書の作成
- ☆個人保証をとって債権を保全する場合
- ◆法人の保証をとって債権を保全する場合
- ☆時効を中断する場合
- ◆連帯保証人に対する請求、承認
- ☆代物弁済による債権の回収
- ☆第三者に債務の引受けを依頼する場合
- ☆債権債務の相殺を実施する場合
- ◆受動債権の差押えと相殺の関係
- ☆担保権の実行手続
- ◆競売代金の配当
- ☆債務超過会社からの債権回収
- ☆取引先の倒産（破産手続開始の申立て）
- ☆取引先の子会社決算書を見るときポイント

5 購買管理業務

- ☆注文書作成の必要性
- ☆購買部品に品質不良・数量不足のある場合の対処法
- ◆数量検査の方法
- ☆購買単価が未決定の場合の処理方法
- ◆棚卸資産の購入代価が確定しない場合の法人税法上の取扱い
- ☆購買代金の前払時の処理方法
- ☆買掛金赤残の処理方法
- ◆買掛金の残高管理
- ☆外注先の利用を検討する場合のポイント
- ☆材料の有償支給と無償支給の相違点と会計処理
- ◆有償支給給付がある場合の税務上の取扱い
- ☆初めて外注先を利用する場合の管理上のポイント
- ☆外注先から納期前納入の要請があった場合の処理方法
- ☆POSシステムのメリット
- ☆EOS方式と自動発注方式のメリット

第2巻

6 在庫管理業務

- ☆在庫受払帳を新たに導入する場合のポイント
- ☆商品の受入・検収時点における管理のポイント
- ☆商品・製品の出荷管理について必要な基礎知識
- ☆在庫管理のコンピューター化
- ☆実地棚卸の実施上のポイント

- ◆棚卸原票（タグ）の様式例
- ☆未検収品・積送品や外部倉庫預け在庫の棚卸
- ☆原因不明の棚卸差異の調査方法
- ☆在庫品の部門間移動と内部利益の取扱い方法
- ☆部品在庫の重点的管理方法としてのABC分析
- ☆在庫削減策としての常時在庫品の決め方
- ◆在庫の金利
- ☆機械部品製造メーカーの滞留在庫管理のポイント

- ☆小売業における在庫管理のポイント
- ☆多品種少量生産会社における定量発注方式
- ◆在庫の発注点管理をするための仕組みを作る
- ☆定期発注方式

7 生産管理業務

- ☆受注生産品を管理する方法
- ☆多品種少量生産における生産管理のポイント
- ☆新しい原価管理手法
- ☆VEによる原価管理の進め方

8 原価計算

- ☆財務諸表作成のための原価計算
- ☆固定製造原価の処理（全部原価計算と直接原価計算）
- ☆原価の変動要因の分析（実際原価計算と標準原価計算）
- ☆大量生産の原価計算（個別原価計算と総合原価計算）
- ☆材料費の費目別分類の方法
- ☆製品別原価計算に当たっての仕掛品原価の算定方法
- ☆仕損品・作業屑の処理
- ☆標準原価計算制度導入時のポイント
- ☆標準直接材料費の設定と差異分析
- ☆標準直接労務費の設定と差異分析
- ☆標準製造間接費の設定と予算
- ☆サービス業の原価計算

9 固定資産管理業務

- ☆固定資産の現物実査を効果的に行う方法
- ☆固定資産の除却手続のルール化
- ☆固定資産管理のコンピューター化
- ☆リース資産の現物管理
- ☆多数の貸与資産の有効な管理
- ☆設備の改造・補修を裏付ける書類等の整備
- ☆リース利用のメリット・デメリット
- ☆リース期間が満了したとき
- ☆セール・アンド・リースバックの望ましい会計処理

10 支店管理業務

- ☆「本支店会計システム」と「本店集中会計システム」
- ☆支店経理の管理ポイント
- ☆工場・支店間の内部振替価格の上手な設定方法
- ☆本店・支店勘定が合わなかったとき

11 その他の経理関連業務

- ☆株式公開の進め方
- ☆ストック・オプション制度の導入
- ☆事業譲渡の方法
- ☆電子データによる帳簿保存
- ◆電子データに記録する情報項目の考慮点

第3編 管理統制の実務

1 予算統制による管理

- ☆月次決算を予算管理に活かす方法
- ☆月次決算のタイミングの改善方法
- ☆適切な予算項目と予算体系
- ☆中長期的な設備投資予算の考え方

- ☆売上高の予算と実績の乖離が激しい場合の予算管理の方法
- ☆伸び続ける物流費の管理方法
- ☆一般管理費予算の合理的な設定方法

2 管理会計制度

- ☆部門別業績評価の方法
- ☆本社費の合理的な部門別配賦の方法
- ☆不採算製品についての意思決定

3 財務分析による管理

- ☆財務分析の目的、方法
- ☆収益性の分析方法
- ☆売上高利益率による分析
- ☆損益分岐点分析
- ☆短期支払能力の分析
- ☆長期支払能力の分析
- ☆資金分析の方法（資金移動表による分析）
- ☆生産性の分析と付加価値分析
- ☆危ない企業の見分け方
- ☆決算対策と財務分析
- ☆設備投資の経済性分析

4 内部統制制度

- ☆少人数での内部牽制制度の確立
- ☆売掛金回収代金着服の防止方法
- ☆出納業務担当者の不正防止策
- ☆不正リスク管理体制の見直し
- ☆製造部門の内部牽制制度

5 内部監査制度

- ☆内部監査の目的と方法
- ☆内部監査計画立案のポイント

6 販売部門の内部監査

- ☆滞留売掛金の内部監査
- ☆売上高の月末締切の妥当性についての内部監査

7 仕入・在庫部門の内部監査

- ☆生産計画と購買計画の対応性についての内部監査
- ☆仕入単価、仕入割戻し等の購買条件についての内部監査
- ☆棚卸差異が多く発生している場合の在庫管理の内部監査
- ☆在庫種類が多い業種の実地棚卸の内部監査
- ☆適正在庫量および在庫回転率の向上についての内部監査

8 生産部門の内部監査

- ☆季節変動が激しい業種の生産計画の内部監査
- ☆工場における作業管理の内部監査
- ☆製造工程の一部を外部委託している場合の内部監査
- ☆機器メーカーにおける製造工程の管理に関する内部監査
- ☆多品種製品メーカーの原価計算制度の内部監査

9 財務・経理部門の内部監査

- ☆財務部（資金運用部）の内部監査

10 総務・人事部門の内部監査

- ☆給与体系見直しに関する内部監査

11 子会社・関係会社の管理

- ☆企業グループ運営のための基本方針の決め方
- ☆関係会社間の取引価格の決め方
- ☆会社分割の会計と税務の概要
- ☆企業組織再編税制とは
- ☆買収による事業拡大の方法
- ☆連結財務諸表作成の必要性

内容見本 (縮小)

◆厚生年金基金代行部分の返上の会計処理

当社の退職金制度は会社が全額負担する退職一時金制度しかありません。公的年金との関連も含め時代の即した退職金・企業年金制度を研究中です。最近、「厚生年金基金代行部分の返上」という表現をよく聞きますが、どのようなものなのでしょうか？年金制度を取り巻く状況と併せて、その概要や会計処理について載せてください。

従来、企業年金としては、代表的なものとして「遺族退職年金」と「厚生年金基金」があります。「厚生年金基金」は公的年金である「厚生年金」の給付を一部代行しており、「厚生年金基金」を実施している会社の従業員は、企業独自の加算部分とともに「代行」部分の給付を国からではなく厚生年金基金から受け取るようになっていました。「厚生年金基金」は一度設立すると解散するのが難しく、また、いわゆる「代行」部分の国への返上も事実上不可能な状態でした。ところが、平成14年4月1日から施行された確定給付企業年金法により、「代行」部分を国へ返上し、給付額を確定給付企業年金へ移行することが認められました。

新しい企業年金制度の枠組みは、①給付額（拠出額・基金）、②確定拠出年金の移行が自由になりました（ただし、行は認められておりません）、これ以上の契約は認められず、既存の遺族退職年金も併せて廃止され、他の企業年金制度に移行することが認められました。

確定給付企業年金
↳ 厚生年金基金から支給

1244

◆諸引当金の会計処理

上記で説明したように、新しい企業年金制度の枠組みの中で確定給付企業年金に基づき、厚生年金基金を確定給付企業年金へ移行し、厚生年金の代行部分を返上することは、企業がその退職給付制度のうち代行部分に係る権利義務のすべてを国に転移することとなるため、代行部分についての退職給付債務の消滅と考えられます。このため、日本公認会計士協会は会計制度委員会報告13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正を平成13年12月10日付で実施し、以下のような会計処理および注記を求めています。

① 厚生年金基金の代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識する時点は、厚生年金基金の代行部分を返還した日（確定給付企業年金法第113条における厚生年金基金の解散の認可があったものとみなされた、または消滅した日、以下「返還の日」という。）とし、消滅の認識をした代行部分に係る退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額は、返還の日において損益として認識します。ただし、経過措置として、確定給付企業年金法に基づき企業年金へ移行した、代行部分に係る返還すべき額に見合った、返還の日を代えて、代行部分の得権大元の認可の日を代えて、代行部分に係る相当額が消滅したのとして会計処理することとされています。

ただし、実際に代行部分を返上するか否かを決定する際には、単に一時的な特別利益に恵まれることなく、今後の年金資産運用環境の推移や変動している特別法人税課税の適用の見直しなどを踏まえ、従業員の将来の生活に資するよう形で決定されることが望まれます。

ワンポイント

厚生年金基金代行のメリット

最近、頻りに各企業が代行部分の返上を公表していますが、代行部分にも①資産運用上のメリット、②特別法人税免税のメリットなどのメリットがありました。

① 資産運用上のメリット

制約設計し、代行部分は5.5%の利回りを超えれば給付をまかなうことができましたが、バブル崩壊直前までは5.5%の利回りを獲得することは容易であり、その超過部分は厚生年金基金が享受しておりました。

② 特別法人税免税のメリット

もうひとつの企業年金である「遺族退職年金」の年金資産には特別法人税が課せられておりましたが、「厚生年金基金」の年金資産は非課税でした。しかしながら、バブル崩壊後の最近の状況はマイナス利回りとなる年金資産運用が横行し、特別法人税課税も課税されていることから、代行部分のメリットを受けることができなくなり、さらには各企業は積み立て不足の欠陥に迫られる状況となったことから代行部分の返上がクローズアップされるに至ったものと思われています。

1247 (1248)

1247 (1248)

経理実務上、実際に起こりうる問題を想定した [Q]

簡潔にまとめたわかりやすい [A]

回答に至るまでの具体的な [解説]

必要に応じてトラブル対策に役立つ運用方法、対応策についても解説しています。

例外的なケースや周辺問題、キーワードを解説した [ワンポイント]